

平成29年6月5日

平成29年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

平成29年6月5日会議提出議案一覧表

議案第 3 号	平成29年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 4 号	平成29年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 5 号	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 6 号	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 7 号	鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 8 号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 9 号	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・ 11
報告第 2 号	平成28年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 14
報告第 3 号	平成28年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・ 16

議案第 5 号

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 5 日 提 出

平成 29 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、所要の改正をした
く、本提案とするものである。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条中「及びその日」を「、同日」に改め、「定める日」の次に「（以下この条において「昇給日」という。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第22条第2項中「第15条の2」を「第15条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6月 5日 提 出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第9条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

15 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

であると認めたもの

」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の鳥羽市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鳥羽市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次条において同じ。）であって鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）

第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第7号

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6月 5日 提出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成22年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の規定は、平成29年4月1日以後に当該設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

議案第 8 号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 5 日 提 出

平成 29 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の処遇を改善したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 団長の項金額の欄中「79,500円」を「82,500円」に改め、同表副団長の項金額の欄中「57,500円」を「63,000円」に改め、同表分団長の項金額の欄中「47,500円」を「51,000円」に改め、同表副分団長の項金額の欄中「34,000円」を「37,500円」に改め、同表部長の項金額の欄中「26,500円」を「30,000円」に改め、同表班長の項金額の欄中「24,500円」を「27,000円」に改め、同表その他の団員の項金額の欄中「22,500円」を「25,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市消防団条例別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に従事した職務の報酬について適用し、同日前に従事した職務の報酬については、なお従前の例による。

議案第9号

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6月 5日 提 出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた鳥羽市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に

係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

報告第2号

平成28年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

平成29年 6月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

報告第3号

平成28年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

平成29年 6月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

